



奨学金の返還支援による宮崎への若者定着 貴社の従業員確保を応援します！！

＜ひなた創生のための奨学金返還支援事業とは＞

宮崎県内の産業人材を確保するため、あらかじめ県が認定する支援企業に就職する若者等に対して、奨学金の返還に係る費用を支援するものです。

【支援内容】

対象となる若者等が就職して1年、3年、5年が経過した時に、在学中に貸与を受けた奨学金の要返還額の1/2の額（上限あり）を交付します。

県から支援対象者へ支払いを行う際に、交付額の4分の1を支援企業にご負担いただきます。

【支援の対象者】

支援企業に正規雇用により就職する予定のある大学等（右表の区分）の在学生又は既卒者で、就職して5年間、県内の事業所等で就業する者

【支援上限額】

大学等の区分	支援上限額（円）			
	1年経過時	3年経過時	5年経過時	計
大学院・6年制大学	450,000	450,000	600,000	1,500,000
4年制大学・高専（専攻科）	300,000	300,000	400,000	1,000,000
短大・高専（4～5年次） ・専修学校専門課程	150,000	150,000	200,000	500,000
高校・高専（1～3年次） ・専修学校高等課程	120,000	120,000	160,000	400,000

本事業の趣旨に賛同し、宮崎県とともに奨学金の返還支援を行う「支援企業」を募集します。

【支援企業の要件】 ※詳細は募集要項を御確認ください。

県内に主たる事業所を有する企業等又は宮崎県外に主たる事業所を有し、県内勤務に限定した採用枠を有する企業等のうち、**令和7年度（2025年度）に支援の対象となる者を雇用する予定**であること。

【募集要項、申請書類の入手方法】

宮崎県庁ホームページでダウンロードできます。

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/sangyoseisaku/shigoto/sangyo/hinatashien/20230829183504.html>

【申請期限】

令和6年1月19日（金）必着

県庁HP↓



活用のメリット

- ①採用活動時に奨学金返還支援に係るPRが可能！
支援企業は右の認定企業ロゴマークを使用できます。
- ②HPやSNS等を活用して県が支援企業をPR！
- ③奨学金返還支援額の3/4は県が負担！
- ④寄附により、税法上の優遇措置を受けることが可能！

